

第 Ⅱ 章

地域機構の法的機能と政治的機能

はじめに

第二次大戦後、普遍主義を標榜する国際連合とガット体制の下で、さまざまな政治的・経済的地域主義 (regionalism) が主張され、普遍的な国際機構とならんで多くの地域機構が設立された。現在では、冷戦の終結によってソ連ブロックは解消したが、欧州連合 (EU) や北アメリカ自由貿易地域 (NAFTA) など大規模な地域統合が進められ、さらに、これら全てを包含して、ウルグアイ・ラウンドによる自由貿易体制の再編成が行われている。しかし他方において、南の貧困と飢餓、さらに累積債務の重圧と環境破壊はいっそう深刻になっている。

このような状況のなかで南の諸問題に対処するには、国連などの国際機関は対応が遅く、むしろ地域機構 (地域統合機構と地域協力機構) が、より適切に対応できるものと考えられる (以下、「機構」は広く抽象的な組織に用い、「機関」は個別、具体的な組織に用いる)。

この論文の目的は、この地域機構の機能を分析することにあるが、法的には、地域機構とその多元化した行為体に関する法的な問題の分析であり、政治経済的には、南北問題に果たす地域機構の機能分析である。政治経済学的分析が必要なのは、この分析が、単に、法的側面の分析に止まらず、同時に

その政治的機構との関係を明らかにするためである⁽¹⁾。

現在、北の経済統合やソ連・東欧の経済復興が重視され、また南北問題は、東南アジアの経済成長のみが強調されて、むしろ潜在化してしまったようにみえる。しかし間断なく続く国際間の分業構造の変化は、周辺部での貧困と飢餓をたえず拡大し、さらに開発優先の政策は、人権侵害と環境破壊をもたらし、途上国の貧困はいっそう構造化している。

一方、ウルグアイ・ラウンドは自由貿易体制をさらに拡大するが、自由貿易体制は、国際貿易から得られる利益をたえず貧しい国に移転させない限り、国際的配分の不公平を増大させるのみである⁽²⁾。また欧州連合や北米自由貿易協定は、国民国家体系の解体化に対応する国家間システムの再編成の機能をもっている。この流れの中で、途上国は、ロメ協定諸国のように巨大な経済圏に包摂されるか⁽³⁾、あるいはマハティール構想のようにアジア諸国間に経済・文化圏を構築して独自の生存の道を求めるか、現在は、その模索の時期となっている。

さらにこの地域主義化は、環日本海経済圏、華南経済圏、環黄海経済圏、成長の三角地帯(マレーシア、シンガポール、インドネシア)、南アジア地域協力連合、南太平洋フォーラム、インドシナ経済圏、イスラム経済圏などに拡大している。これらの地域圏が、意図的な独自の経済圏を形成するのか、あるいはある種の自然経済圏⁽⁴⁾となるのか、または先進国からの de-linking を指向するものか、その方向が問題である。中にはなんらかの形で反システム運動と連動している地域圏も存在する。反システム運動は、女性、児童、環境および人権問題への取り組みを通して、最終的には中心、周辺に分業体制を変革させ、地域内に新たな連帯をもたらすものと期待されている⁽⁵⁾。

また地域主義は、地域内の人、商品、資本の移動および地域環境の保護に関して、共通な規範を設定することとなる。すなわち、地域にとっての政治的経済的共通利益は、地域の公共財に関する法規範の制定と運用の制度化を促し、それは国際社会に多元的な法社会と制度をもたらすようになる⁽⁶⁾。

この研究は、このような地域機構の法的機能を分析し、次に法的安定性が

政治的、経済的環境によってどのように変化し、また制約されるか、さらに他の地域機構とどのように関連するかを研究するものである。

地域主義研究への興味は失われた、と言われて久しい。しかしハース(E. B. Haas)は、地域統合の研究は、新しい型の人類社会の平和的建設が可能か否かを探る、極めて規範的な研究であると述べている⁽⁷⁾。そのため、まずこの規範を求めて、地域主義の発生に遡ることにしよう。

I 国連体制と地域主義

1. 地域主義の発達

現代の新しい地域主義を考察するには、戦後の地域主義の発生過程を検討することがなによりも必要であろう。

戦後の普遍主義のなかに地域主義が位置づけられたのは、国連憲章第8章に定める平和維持に関する「地域的取極」に由来している。しかし、この地域主義には当時、一種の不信感が存在していた。国連の創設者である4大国は、普遍主義を前提とし、また地域分権に懐疑的であったため、地域的取極を定める第8章(第52条、53条、54条)には、地域的取極や地域的機関の必要性を明記することなく、またその定義もしなかった⁽⁸⁾。第52条が、国際の平和と安全の維持のためには地域的取極や機関の存在を妨げるものではないと規定しているにすぎない。しかもこの地域規定は、普遍主義が多くの参加国や宗教団体、さらにさまざまな組織から強固な反対を受けたため、憲章の成立過程で追加されたものである。

特にラテンアメリカは、アメリカの圧倒的な存在によって汎米連合(PAU)における主権平等の原則が侵されること、また、アメリカがラテンアメリカ諸国の問題に対して拒否権を行使する恐れがあることを理由として、アメリカに対抗し得る地域機構を強固に主張した。アラブ諸国は一致して独立を実

現するため、さらにフランスは自国の防衛を未知の機関に委ねることに反対するため、それぞれ地域主義を主張し、その妥協として生まれたのがこの規定である。したがって、この第52条の平和維持に関する地域主義の規定は、国際機構と地域機構の関係を補完的に構成するものではなく、むしろ、国連に集中する権力の分散を図るものであった⁽⁹⁾。したがって、地域機構の地域的手続きは、安全保障理事会の手続きに優先すると解された⁽¹⁰⁾。

また第52条は「地域的取極又は地域的機関」(regional arrangements or agencies)と、両者の間に「又は」(or)という選択的接続詞を使用しているため、それぞれの性格と相違が問題となった。

1950年、アラブ連盟(AL)が設立されたが、国連総会第6委員会において、特にイスラエルからこのアラブ連盟は憲章第8章に該当しない機関であると、次のような異議が出された。アラブ連盟は、(1)中近東のすべての主権国家に開かれていない。(2)人種的同一性の排他的原則にしたがって構想されている。(3)非公開の審議を行い、その総会に国連事務総長を招かない。そして(4)アラブ連盟規約は国連憲章が課した義務の承諾をまったく示していない。

この異議に対して、国連は、同年、次のような回答を出している。(1)第52条における地域機関は国際の平和と安全の維持を目的とし、これらの条件以上に地域機関が従わなければならない基準を何も示していない。(2)第52条は世界の各地域を定義していない。(3)第52条は、問題の機関が特定地域のすべての国家に対して開放されるべきとは規定していない。(4)第52条は、加盟国が人種的紐帯によって結びつく機関を排除していない。(5)第52条は、憲章によって課された義務の承認および明白な受諾を要求していない。(6)第52条は、地域的機関が国際の平和と安全の維持に関する安全保障理事会の決定のような外政問題について、その立場を表明することを求めている。(7)地域的機関の非公開審議は、国際的手続に矛盾しない。したがって、招請の相互性の原則は適用されない。

以上の結果、アラブ連盟は第8章の規定に沿うものと決定された⁽¹¹⁾。

また地域的取極とは、広義には、特定地域に属する諸国家がその政治的、

経済的あるいはその他の関係を規定するすべての取極をさすが、その法的性格は、この国連憲章第8章によってより明確に規定されていると解される。この説⁽¹²⁾によると、地域的取極とは、(1)国際の平和と安全の維持に関する問題解決の行動を規定していること、(2)地理的に隣接している国家間に締結されていること、(3)国連の目的と原則に一致していること、である。

しかしこのうち(3)の要素は、国連の目的と原則を定めた憲章第1章の定義基準であるため疑問はなく、また(1)の要素も、いかなる地域的取極も調印国間の平和維持の条項を含むと考えられるため、疑義はない。問題は(2)の地域性であるが、第52条1項には地域基準はなく、実際上も、地域的取極の調印国には地理的隣接性は必ずしも必要条件ではない。そのため多くの学説は、より幅広い地域概念を用いている。

地域主義は、国連憲章上からもその存在を認められることになった。しかし当時においても、地域主義者の利害は一致しなかった。例えばヨーロッパ諸国、当時のソビエトおよびアメリカは、安全保障を目的とした既存の地域的取極（1942年の英ソ同盟条約、1943年のソ連・チェコ友好相互援助条約、44年の仏ソ同盟相互援助条約、45年の米州諸国のチャルテベック協定）があまりにも狭義に定義されることによってその有効性が失われないため、これらの取極と憲章の妥協を図ることが必要であった⁽¹³⁾。

またエジプトは、1936年のイギリスとの条約（イギリスのスエズへの駐兵権を条件に、エジプトの独立を認めたイギリス・エジプト条約）が地域的取極として存続することを危惧した。そのためエジプト代表は、サンフランシスコ会議において、地理的領域概念を明確にした地域的取極の定義を主張したが、III/4小委員会において圧倒的多数で否決された。地域的とは、エジプトの主張と異なって一般に広く解釈され、事実、憲章自体も第53条の旧敵国に対する措置においては地理的近接性のない地域的取極を予定している⁽¹⁴⁾。

結局、第52条における地域的取極と地域的機関とは、次のように解される。

「(第52条における)取極と機関の相違は制度化の度合いの差であって、性質の差ではない。なぜなら、取極は、制度が発達しなくとも、また完成しな

くとも、恒常的なものであり得るからである。そのような理由から、第52条は二つの概念を同時に用いたのである。したがってこれは政治的テキストであるとみなしなければならない。」⁽¹⁵⁾

国連は、既存の地域的安全保障条約を国連の目的と一致するものとして認め、紛争が発生して加盟国が安全保障理事会に訴えた場合には、地域的取極があればまずそれを利用して解決を図り、また安全保障理事会が制裁措置をとると決定した場合も、この地域的取極を利用する。しかし地域的取極の当事者が、紛争解決のためとはいえ独断で制裁行動をとることは許されず、必ず安全保障理事会の許可を得ることが必要である(憲章52～53条)。ただしこれには二つの例外がある。一つは、第二次大戦時の敵国に対する連合国の措置であり、第二は、この敵国が再び侵略行動に出るのを防ぐために締結された地域的取極に基づく場合である(憲章53条)。これらの場合は地域的取極といっても地理的な近接性は必要条件とはなっていない。

2. 経済的地域機構

次に、経済的地域機構について、その発生過程を検討してみよう。

サンフランシスコ会議において、この地域的取極に経済的、社会的問題を含ませる余地があるか否かが問題となった。しかしこの問題は、第8章の規定を起草する委員会の権限に関連するとは考えられなかった⁽¹⁶⁾。また経済・社会協力委員会も、検討を付託された問題を「地域」という観点から考えるのは無意味なものと判断した⁽¹⁷⁾。

しかしその後、経済社会理事会(ECOSOC)は、加盟諸国や国連総会の要求に応じて、国連憲章第68条(および第7条2項)のもとにさまざまな補助機関を設立することになった。憲章第68条は、「経済社会委員会は経済的及び社会的分野における委員会、人権の伸張に関する委員会並びに自己の任務の遂行に必要なその他の委員会を設ける」と、それらの設立を明記している。これ

は、必要な補助機関の設置を認めた第7条2項を受ける規定であり、第22条が国連総会に、第29条が安全保障理事会に、それぞれの任務に必要な補助機関の設置を認めていることを補完している。

この第68条に基づいて、雇用、社会問題、統計さらに人口に関するさまざまな委員会が設けられた。しかし、当初、準備委員会は地域委員会の設置を考えなかったが、その後、実験的に設けられ、したがってそれは暫定的なものであった。1947年に欧州経済委員会 (EEC) およびアジア極東委員会 (ECAFE)、48年にラテン・アメリカ委員会 (ECLA) が設置された。しかし他の委員会が統廃合を繰り返すなかで地域委員会は増強され、58年にアフリカ経済委員会 (ECA)、73年、西アジア経済委員会 (ECWA)、また74年、ECAFE はアジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP) に拡大され、84年に、ECLA はラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC) となった。

第68条には、これらの地域委員会の構成や権限についてなんの規定もないが、経済社会理事会はその権限内において、これらの補助機関の構成、規則、加盟資格について自由に定めることができる。

まず委員会の法的資格は次のとおりである。第1に、すべての地域委員会は経済社会理事会の決議に基づき、またその委任を受けて設立されるものである。その機能や権限は、随時、決議の改正によって変化している。第2に、各地域委員会は権限ある政府によって構成される機関である。政府代表は、通常、大臣級であり、決議は出席し投票した代表者の多数決によって決定される。第3に、予算は国連の通常予算より支出され、したがって国連加盟国がその構成員となる。

その加盟資格は、(1)いずれの地域委員会においても加盟には一定資格が必要であり、原則として国家の代表がメンバーとなる。(2)加盟条件には、原則として国連に加盟していることが要求され、国連の非加盟国は例外的場合を除いてどのような委員会にも完全参加はできない。しかし国連と協力することは可能である。(3)地域委員会においては、一つの地域に所属することが必要である。したがって、地域主義の名の下にすべての領域国家が加入できる

ことになり、国連に加盟した国はその事実によって地域委員会の加盟国となる⁽¹⁸⁾。

また地域委員会は、法的権限として、内部規範を制定でき、したがって機関の自治性も大きい。また委員会の機能的権限は、付与された任務の遂行であり、機能的権限は経済社会理事会が委任または委嘱したものである。さらに権限の性格は、当委員会に与えられた権限の内容によるものである。その権限は専門的であり、また一定領域に限定され、したがって憲章はその権限を経済的、社会的および人権の伸張に関する分野（68条）と定めている。権限は特定の目的に限定されているが、しかしその領域は広く、地域内の経済発展と技術移転といった経済協力に及んでいる。しかし地域委員会の権限は補助的なものとされ、例えば ESCAP の業務は、専門機関や国連の業務と重複してはならないとされている（E/RES/414C.X111.1951）⁽¹⁹⁾。

このように国連は、国連自らがその普遍主義のなかに地域主義を導入し、それに補完的役割を与えることによって諸地域機関を位置づけてきた。しかし国連の諸地域機関活動は、今日もはや十分なものとは考えられていない。それゆえ普遍主義と地域主義は弁証法的に発達し⁽²⁰⁾、そのため地域主義は、国連の限定的な機能を越え、結果的に地域主義には二つの体系が生まれてきた。

第1は、国連体制下の協力組織として地域的平和機関があり、さらに地域経済委員会、そしてアジア開銀、アフリカ開銀などの地域的開発機関がある。開発銀行の場合、地域といっても広範な地理的概念を基礎とし、文化的、経済的な同質性を必ずしも必要としないため、途上国も先進国も含まれている。これに対して地域経済委員会は、EEC 以外は、特に途上国の社会・経済開発を目的としている。

第2は、国連体制とは関係なく、文化的あるいは経済的な同質性をもち、また地域としては比較的限定され、したがって先進国あるいは途上国のみが平和あるいは経済・社会発展のために相互に協力する機構である。

第1の型の中で平和維持機能をもつ地域機構は、1949年の北大西洋条約機構(NATO)、55年のワルシャワ条約機構(WTO; 91年解体)、55年発効の東南アジア条約機構(SEATO)がその初期の例である。

これに対して、経済的・社会的地域協力機構として代表的なものに、次の機構がある。ラテンアメリカでは1961年の中南米自由貿易連合(LAFTA; 81年に中南米統合連合・ALADIとなる)、61年の中米共同市場(CACM)、69年のアンデス共同市場(ANCOM)。アラブでは61年のアラブ共同市場(ACM)。アフリカでは75年の西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)。アジアでは67年の東南アジア諸国連合(ASEAN)、83年の南アジア地域協力連合(SAARC)。ヨーロッパでは60年のベネルックス経済共同体(ベネルックス)、EC、EFTAなどがある。欧州連合(EU)もこの型に属する。

国連に所属する機関は、国連の目的を達成するために(憲章第1条)、すなわち経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決するために設立され、多くは専門機関となる。またアジア開発銀行などの地域開発銀行は、いわゆる専門機関ではないが、地域委員会と密接な関係を持ち、さらにその地域の政府間の協定によって設けられた一種の専門機関として、経済的、社会的、文化的な分野において地域協力を行うものである⁽²¹⁾。

次に第2の型、すなわち国連と直接関連のない経済・社会問題に関する地域機構を検討しよう。

これらは法的には国連の専門機関ではなく、また経済社会理事会と協力関係をもつ非政府組織(NGO)とも異なり、国連憲章に規定されない機構である。地域的平和維持機構が最終的に国連(安全保障理事会)の統制に服するとしても、それらは現実的にはほとんど無制約である。したがってこれらの機構は「制度上では国連の究極的統制を認めながらも、独自の見地から加盟諸国の安全を守ろうとするものである」⁽²²⁾。

これに対して、経済・社会地域機構と国連との関係は不明確である。ただしASEANは、その設立宣言において、正義と法の支配に対する変わることなき尊重および国連憲章の諸原則の遵守を通して、地域の平和と安定を促進

することを明らかにしている⁽²³⁾。また EC 条約も、前文において、国連憲章の諸原則に従って EC 諸国の繁栄を促進すると宣言し、同じく 1948 年の全米連合憲章によって設立された米州機構も、国連の範囲内で構成される地域機関であると自らを位置づけている⁽²⁴⁾。

このように、本来国連の普遍主義が予定しなかった地域機構が国連組織内に制度化し、さらにそれに促されて、国連組織外にも地域機構が誕生してきた。しかし、その地域性、構成および法的性格は国連の地域機関から発達したものであり、特にその法規範は、一般に、既存の国際機構のなかで形成されてきたものである⁽²⁵⁾。

このような地域機構が発達してきた理由として、W・フリードマンは二つの理由を挙げている。一つは、地域機構の発達は、政治的、法的意味における国民国家、主権国家に基づいた国際システムの不十分さにあること。第 2 に、地域機構の設立が求められるのは、人類のための普遍的機構を構築する努力が十分に果たされていないためであり、あるいは国民国家によって行われてきた国家の安全、経済統合、さらに文化協力などの諸機能が移譲されるべき普遍的機構網が、これまで欠如していたためである、としている⁽²⁶⁾。

したがって地域機構は、機能不全となった国民国家とまだ機能が未発達な普遍的機構の中間、すなわち Globalism と Nationalism の中間に機能しているもので、例えば地域経済機構は「それは国家主義的な保護体制に対しては自由化、また地球規模での自由貿易との関係では差別化という、相反する二つの構成原理をもっている」⁽²⁷⁾。特に途上国間の地域主義は、未成熟な国民国家が対抗し得ないほど巨大な資本主義世界経済のなかで、自己を保存するための集団的政策となっている。したがって途上国にとって地域主義の主張は、民族の自決権、恒久主権、さらに新国際経済秩序宣言などの権利請求の系譜に属し、「経済上の不平等を法律上の不平等で闘い取るための」手段となっている⁽²⁸⁾。

したがって途上国にとって地域主義は、第 1 に、先進国に対する政治的、経済的バーゲニング・パワーの強化、第 2 に、経済開発政策の自己決定のた

めに選択された政策となっている。しかし地域主義は、各地域の特殊性、たとえば文化、人種、宗教あるいは歴史的近似性によって形成されるため、その組織原理は、普遍的（西欧化＝近代化）なものに対する特殊性の強調か、あるいは普遍化への前提として機能するか、二つの異なった方向性をもっている。

II 地域機構の特色とその法的要件

1. 国際機構の分類とその法的性格

国際機構について、H・G・シュヘルメルスは次のように分類している。第1は一般的機構と機能的機構、第2は超国家機構と政府間機構、第3は普遍的機構と地域的機構、第4は公的（または政府）国際機構と私的国際機構である。以下、彼の説を中心に各機構を比較検討し、それぞれの構造と機能を明らかにしよう⁽²⁹⁾。

第1の分類として、一般的機構と機能的機構がある。一般的機構とは、広い分野を取り扱う一般的または政治的機構であり、国家の訓令によって行動する代表団によって構成され、国際連合、米州機構、アフリカ統一機構がこれにあたる。これに対して機能的機構とは、特定の機能の実現、例えば郵便、保健などを担当する機構で、専門家によって構成される専門機関である。この点で地域機構は、一般的、機能的な両面をもつことが多い。

第2の分類として、国際機構には、超国家機構と政府間機構がある。政府間機構 (intergovernmental organization) という表現は、すべての公的国際機構について用いられているが、「公的」にせよ「政府」にせよ、これらの用語は、国家間の国際的合意によって設立された機構に用いられる。「政府」という意味は多義的で、特にアメリカを中心とする多くの学者は、この用語を、国家の政治をあずかるすべての機関、すなわち立法部、司法部さらに行政部

を含む広い意味に解し、その他の主にヨーロッパの学者は、政府の行政部と解して比較的限定的に用いている⁽³⁰⁾。原則として、「政府」という意味は単に行政部のみを意味するが、この用語法による「政府間機構」とは、多くの公的国際機構のうち、構成国の行政部間の機構を意味する点で適切である。しかし国際的合意によって組織されるものには、より広範な協力すなわち立法部、司法部を含むものがある。したがって行政部以外を含む国際機構の場合には、“公的”の語を用いるのが適切であろう⁽³¹⁾。(もっとも、M・ピラリーは“政府間”というよりは“国家間”の語を適切としている⁽³²⁾。)

政府間機構という用語は、一般に、すべての公的国際機構について用いられ、したがってこの場合、構成国の立法部や司法部、および市民さえも含むことがある。政府間機構の特徴は、次のとおりである。(1)決定権は、諸国政府代表によって行使され、専門家委員会や総会は諮問的な役割をもつのみで、最終的決定権をもたないのが普通である。(2)重要事項について諸政府は、その意思に反して拘束されない。政府間機構は、政府間の協調を促すもので、参加政府の上位に立つものではない。時には拘束力のある決定もできるが、これは全会一致の場合である。

この政府間機構に対して、かつての欧州石炭鉄鋼共同体や新しい欧州連合のような超国家機構 (supranational organizations) があり、その超国家性は、以下のような特徴をもっている。(1)機構の決定は構成国を拘束するものでなければならない。(2)決定を下す機関は、全構成国政府の協力に完全に依存するものであってはならない。(3)機構は、構成国の住民を直接に拘束する規則の制定権が与えられるべきである。(4)機構は、その決定を執行する権限をもっていなければならない。(5)機構は、若干の財政自主権をもたねばならない。(6)一方的に脱退ができないようにすべきである。

第3の分類として、普遍的機構 (universal organizations) と地域的機構がある。普遍的機構は、世界的規模で活動する国際機構であり、その構造上の特徴は、第1に、その機構がすべての国家に開放されていることである。普遍性の欲求こそが普遍的機構の特徴であり、またその特色こそが地域的機構

との差である。機構が普遍的であればあるほどそれは強化され、例えば普遍的機構によって制定される規則は、世界的な法規範を構成する。同時にこの機構は異質な構成員に大きな統制力を及ぼし、特定国が機構の目的に反対するために団結することを困難にする。反対に普遍的機構は、構成員の資格を制限したり、また除名を困難にする。

普遍的機構の第2の特徴は、構成員の不均質性である。普遍的機構は、政治状況、文化、発展段階の異なった諸政府によって構成されるため、この要素は組織に対する信頼、権限の帰属また国際協力を阻害するが、この不均質性は一般に大国の指導性によって克服される。

これに対して地域的機構は、同一地域の国々によって構成され、次のような特徴を有している。第1に、地域的協力は、外部の影響力に対抗しようとするその地域の必要性によって促進されている。それは外部の影響力すなわち対立者の存在によって組織化されるということである。第2に、地域的協力は類似した政治体制と共通した文化的、経済的背景をもつ国家間に実行される。時には、地理的近接性は必ずしも地域的機構の決定的特徴とはならないが(英連邦の例)、しかし均質性はすべての地域的機構にとって重要な要素となる⁽³³⁾。

第4の分類として、以上述べた諸機構はその性格において公的な国際機構となるが、これらの要件を満たしていない機構が私的国際機構である。この組織は私法すなわちある国(制定国)の私法によって設立されるため、国内法によって規律される。私的国際機構は、大別して二つのカテゴリー、すなわちNGOと国際会社に分類できる。

NGO(非政府組織)は複数の個人あるいは団体によって設立され、その例として慈善活動、スポーツ、商業、さらに学会などがあり、それらは近年ますます国境を越えて活動し、国際社会のアクターとしての重要性が増大している。多くは特定の問題を扱うためにその分野の専門家集団よりなり、国連の経済社会理事会と特別な協力関係を結んでいる。NGOは政治的権限を与えられていないので、non-governmentalというのは、国際組織の性格を表し

ている⁽³⁴⁾。

国際法には、現在のところ、NGOの設立、資格および法的地位に関する規則はない。したがってNGOは、設立されたかあるいはその基礎をおく国の法に従い、またその管轄権に属する。

適用法の問題で困難が生ずるのは、NGOの活動が所属国の国境を越えるか、あるいは政府間機構が関係する場合である。しかしNGOが政府間機構によって諮問的あるいは監視的(observer)地位を認められている時は、NGOは国際法の主体ではないが、ある種の国際的法資格を得る。これは政府間機構の一方的行為によるか、あるいは両者間の締結する協定による。例えば国連パレスチナ難民救済機関と国際赤十字委員会との協定であり、この場合NGOの帰属国が関与することはなく、政府間機構が特に明示的に要求する時にのみ、関与する⁽³⁵⁾。

さらにNGOに関しては、国連憲章第71条（民間団体との協議）に基づき、経済社会理事会はNGOとの協力に関する決議を幾度か行っており、1968年の決議1296がその基本的な関係を定めている。それによれば、NGOは国連の諸目的の実現に関与し、また国連において一定の地位を占めることが定められている。

次の国際会社には2種類あり、一つは私的に設立される会社であり、他は国際法に基づいて設立される会社である。

前者の多くは多国籍企業であり、設立準拠法は特定国の国内法であるが、多くの国に子会社をもつので、単一の法体系では規律されない問題がある。国家に匹敵する経済力をもつため、その存在は、国際社会の法を、国家間の関係を主な対象とする国際法から、行動主体の多元性に基づく国際関係法へと変化させている。また国家あるいは国民間の具体的な相互依存を担うのが多国籍企業であるため、これは国際社会の組織化において重要な機能を果たしている。

他方、国際法に基づく会社とは、条約によりあるいは国際機構の決定によって設立される企業である。問題はこれらの公的国際会社を公的国際機構と

みるか否かであり、次のような区別の基準がある。(1)公的国際機構は政策作成団体として構成国政府がとることのできる行動を討議するが、これに対して公的国際会社は、自ら、その職員を通じて機能的に組織を運営する組織である。(2)公的国際会社は、決定について政府の訓令に左右されず、またその財政についても政府の分担金に依存しない。したがって自立性が高い。(3)公的国際会社は国内法によって規律され、特権や免除を享有しないが、公的国際機構は国際法上の主体であり、国家管轄権から免除される⁽³⁶⁾。

この意味で、国際通貨基金や世界銀行は公的国際機構として条約によって設立されるが、公的国際会社(国際共同企業)は、商事関係や公共目的のための組織であり、手続的にいずれかの国内法に準拠して設立される。しかし政府間協定と付属文書としての定款は、設立に関する国内法に優先することになっている。今後、この種の会社は地域統合や地域協力の一環として重要な機能をもつようになろう。

なお、政府間の組織が公的国際機構として承認されるためには次の4つの要件が必要である。第1に、それらは国際的合意によって組織されること、第2に、機関をもつこと、第3に、国際法に基づいて設立されなければならない⁽³⁷⁾。第4に、国家の法的意思の存在がある。なおM・ビラリーは、国際的に受け入れられる国際機構の定義は存在しないが、国際機構には5つの特徴があるとして次のような性格を挙げている。国家間に基礎を置くこと (la base interétatique)、意思的であること (la base volontariste)、常設的な機関が存在すること (l'existence d'un appareil d'organs permanent)、自立性 (l'autonomie) および協力機能 (la fonction de coopération) があること⁽³⁸⁾。ほぼ同じ性格づけである。

ここでは、第1から第4の要件を検討してみよう。

まず第1の要件である国際的合意の必要性は、第1に合意は公的国際機構の設立にとって必要であり、また私的国際機構と区別するためにも必要である。設立合意は国家間の合意すなわち通常は多数国間条約に基づくことが必

要である⁽³⁹⁾。法的にはすべての国際機構は条約に基づくが、既存の機構の決議に基づく場合(国連総会によるUNCTADの設立)、あるいは国際会議の決議によって設立される場合(OPEC)がある。

また、このように条約の形式をとることなく、その後の批准という手続を経ないで公的国際機構を設立することができる場合がある。その例としてASEANがある。1967年8月8日、バンコックにおける設立会議においてThe ASEAN Declaration (Bangkok Declaration)が採択され、その宣言に基づいて次のような形でASEANが設立された。“Do hereby declare: the establishment of an Association for Regional Cooperation among Countries of South-East Asia to be Known as the Association of South-East Asian Nations (ASEAN)”⁽⁴⁰⁾。

このようなASEANの法的基盤は脆弱であることは否めない。しかしASEAN当局者は、この薄弱で曖昧な法的性格を特に弁明するわけでもなく、むしろそのような存在であることを強調さえしているところがある⁽⁴¹⁾。このように、条約によって設立されない機構がその公的地位を主張する場合には、国家間合意の存在を証明しなければならない。

また、公的国際機構を私的国際機構から区別する基準として国家間の合意は広く認められており、国連においてもその基準は正式に採用されている[非政府組織に関する経済社会理事会決議288B(X)および1296(XLIX)]。

さらに国際的合意が必要な第2の合意は、新しい機構に独自の法人格を確立するためであり、さらにそれを機構の機関と区別するためである。また国際機構は時に相互に非常に密接に関連しているため、国家間の合意は当該国際機構を独自の機構と確認するために必要である。

合意の必要な第3の理由は、合意は、機構内部におけるおよび機構と加盟国間における一定の協力を、加盟国間に命ずる約束を内容としているためである。この約束は機構からの脱退によって一方的に終了させることができるが、国家は脱退するまでは法的に拘束され、原則的に一定の義務のみを免除されることはない(義務の一方的免除としてガットの例外がある)。

第2の要件は、機関の存在である。国際機構は複数の代表によって形成される一つの機関をもつため、特定の国家に依存するものではない。ガットは単なる国家間の合意として、当初、機関をもたなかったが、次第に組織化しており、1995年よりは世界貿易機構として正式に事務局をもつようになった。また組織性の薄いASEANにも事務局があり、それはジャカルタに置かれている。

第3の要件は、国際機構は国際法に基づいて設置されなければならないことである。諸政府のうちの一国の国内法に基づく機構設置の合意は、公的国際機構を設立するものとはならない。国際的合意は一般に国際法に基づいて締結される。したがって国際的合意が存在する時は、この第3の要件が満たされていると解釈される⁽⁴²⁾。

第4の要件として、国家間の地域機構設立の意思の問題である。国家は完全な組織体ではないが、最も効果的に意思決定を行うことができる。しかし国家は、自己の政治的あるいは経済的な意思を具体化するためには、目的と手段という二つの要素が必要となる。目的とは国民国家あるいは国民経済形成のための基本的必要物の獲得であり、さまざまな農産物、鉱産物、工業品および資本を必要とし、さらに交通、通信および情報に関するインフラストラクチャーの整備を必要とする。これに対して手段は、これらの基本的必要物を獲得する方法でありまた政策である。しかし一国のみでそれらすべてを整備し獲得することは今日すべての国にとって不可能であり、また強制的取得も許されない。元来、資源は不均等に賦存しているため、国家のとり手段は貿易を通じた国際関係の拡大、すなわち他国家に対する意思の明示である。地域協力はこの意味で、国家間における基本的必要物を効果的に配分する手段として選択されている。

かくして、国家間の合意に基づいて協定が締結されると、各国家はその協定によってある行為をする権利と義務を負うことになり、その権利、義務は、目的と手段の双方に関して発生する。

国際社会における権利・義務の発生は、国内社会における権利・義務の発

生と異なり、立法手段よりも多くは国家間の合意によって行われる。普通、国内社会においては、対立する階級あるいは利益集団間に発生する権利・義務は、一方の権利の主張に対してその妥当性を承認する他方の同意が立法行為によって行われることによって成立する。しかし国際社会においては、例えば地域協力の場合、合意はその目的とそれを実現する手段（さまざまな措置、例えば関税、内国民待遇など）の実行によってのみ保障され、その際、地域共同体の共通利益は地域公共財となり、その維持が国家と各行為体を拘束するようになる。

この点で、ガットや UNCTAD の制度には、権利義務が不明確なものがある。例えば、一般特惠制度について先進国は原則的に合意しているが、その合意が契約上の義務（相手を特定した法的な義務）にまで具体化されることは、ガットや UNCTAD においてもなかった⁽⁴³⁾。一般特惠は、援助と同じく一方的恩典であって、なんら権利・義務を設定するものとはなっていない。先進国と途上国を包含する国際機構には、このような不平等性が見られるが、これに対して途上国のみの地域機構は平等性を強く志向している。

以上のように、地域機構の法的性格は、公的国際機構であり、さらに政府間機構であり、そして一般的機構である。このような法的性格を知ることは、地域機構が行使し得る権限を知ることであり、また今後、多元的な行動と目的をもった地域機構の組織化が進められようが、その方向性を知るためにも必要な作業である。今後の国際関係では、この地域機構とそれを土台とする国際会社および NGO が、重要な機能をもってくと予想される。

2. 地域統合と地域協力の相違

地域主義には地域統合と地域協力があり、この選択は、国民国家としての完成度と機構へのコミットの度合いによって区別される。地域統合は、参加国の共通目的を実現するために統合機構に一定範囲の国家主権の移譲を行う

ものであり、これに対して地域協力は、地域内の経済的・政治的目的を緩やかな拘束によって実現するもので、したがって国家主権の移譲・制限が少なく、地域機構の権限も小さい。EUが前者にあたり、ASEANは後者にあたる。ともに普遍主義に対する地域主義であるが、前者は普遍主義(例えばガット体制)に対して対置的、後者は並行的である。しかし内部においてはともに域内協力という目的をもっている。ここでは地域協力の観点から、統合と協力の意義を考察してみよう。

地域統合あるいは地域協力については、経済学、政治学においてさまざまな学説があり、また分類基準がある⁽⁴⁴⁾が、しかし明確な定義はない。理論的に明確でないということは、「地域統合」や「地域協力」という概念が、国民国家の存在とどう関係するかという、基本的な問題が未解決なためである。普通、国家統合とは既存の諸国家が政治共同体に解体されることを意味し、欧州連合はこのような統合の過程にある。それゆえ地域統合は地域共通の目的の実現への共同体化であり、それに対して地域協力は、目的実現のための緩やかな連合の形成である。

一般に、国際機構には二つの異なった機能、すなわち統合と協力の機能がある⁽⁴⁵⁾。協力を目的とする国際的な協力機構も、それを構成する国家(政府)機構と直接関係するものであり、たとえ協力機構がNGOや非国家的な社会組織と関係することがあっても、協力機構の性格はそれらの上部構造である。協力機構の役割は、構成国の政策と行動を調和し調整することにあるため、協力機構は、現代国際社会の基本構造や諸国家の存在と役割にあまり関わることなく、したがって国家を跨がる問題領域においてその機能をより良く果たすことができる。これに対して統合機構は、構成国の権能を統合させる機能をもつために問題が多い。その点については後に欧州連合の項で述べよう。

地域協力は、国家というシステムの上で機能している。それは国家目的を一定に方向づけても、国家の政治的独立性を維持しているため、地域協力は国民国家体系を前提とし、それを維持するものとなっている。したがって地域協力は、統合のように超国家的な組織として国民国家を解体するものでは

なく、むしろ途上国にとって国民国家と国民経済を維持する方策となっている。

しかし地域協力が、たとえ協力機構の拘束力が緩やかなものであっても、そこには国家を超える脱国家的な機能があり、それは国民国家形成の途上国にとって、そのナショナリズムを規制する機能をもっている。一国のナショナリズムは時に他のナショナリズムとの相克をもたらすが、国家間の協力関係は、ナショナリズムの対立の鎮静化と、したがって地域の安定化をもたらすようになる。途上国においては、まだナショナリズムが国家の行動を強く規制しているため、経済統合よりは地域協力の方が選択されやすく、またこの協力によって地域内の連帯が促進され、さらに紛争を規制することができる。

また今日の国際社会には、高度な集団安全保障のような軍事的・政治的問題、あるいは共同市場のような経済的問題ばかりではなく、かなり事務的あるいは技術的な問題が多くなってきた。したがって、途上国における地域協力には行政、民間および刑事事項に関する法協力 (legal assistance between states in administrative matters, civil matters and criminal matters) が活発となっている⁽⁴⁶⁾。

しかしいったん確立された経済的、法的協力関係は、中断することが困難となるもので、時に国家利益との対立あるいは乖離をもたらすことがあるため、国家は時には協力に対しても慎重になることがある。また地域協力では、この協力と国境の関係が問題となるが、現代では、国境は社会的協力の範囲と一致せず、また社会的義務の限界を明確に区切るものではないからである⁽⁴⁷⁾。

次に、地域機構の機能する場としての政治的、経済的環境を分析する。地域機構の法的機能は、その地域の政治・経済に作用し、また反作用しながら、規制され変容するためである。

III ガット体制と地域主義

1. 自由貿易と地域主義

117の国と地域が参加し、7年の長年月をかけて合意に達したウルグアイ・ラウンドは、参加国の数と内容の多様さからみて、まさにグローバルな貿易協定である。ガットが商品貿易を対象としたのに対し、新協定は、金融、通信、輸送といったサービス分野の取引も対象とし、物、投資、サービス、知的財産権にまで貿易の自由化を拡大するものである。

これまでの自由貿易体制は、Pax Britanica や Pax Americana といった強力なヘゲモニー国家によって維持されてきたが、ウルグアイ・ラウンドは、自由貿易が一極ヘゲモニーによっても維持されない状況を反映し、したがって、ウルグアイ・ラウンドの締結は、多極化による自由貿易時代の到来を意味している。

新ラウンドは三つの目的をもっている。第1は、設立後40年を経過したガットのルールを、例外の多いガットから例外のないガットへ変更し、また国家以外の多元化した国際貿易の当事者にも適応するルールを作成したこと。第2は、自由化の対象を鉱工業品のみならず、投資、金融等のサービス産業および特許や著作権などの知的財産権にも拡大し、資本集約的産業から知的集約産業への拡大を図ったこと。第3は、農産物は最も保護主義的な商品であるが、それを自由化することによってアメリカなどの農業国に有利な体制がとれるようにしたこと。第4に、輸出補助金を削減したりまた従来除外されていた繊維を対象とするなど、管理貿易の流れを修正して、先進国優位の貿易体制を一層強化したことである。

参加国の批准手続きが進めば、世界貿易の監視・調整機関として多角的貿易機構(MTO)としての世界貿易機構(WTO)が設立され、1947年のガットはそれに包含される。これは戦後構想されたが成立しなかった国際貿易機関

(ITO) の復活といえる。

しかしその前途にはまだ明確な見通しはない。先進国は経済力の低下と長期化する不況の中で国内問題を優先し、また米国は依然として通商法301条や反ダンピング措置など、強力な国内法の適用を主張しているためである。したがって、これまでより一層国境規制を撤廃しまた内政介入を強めるウルグアイ・ラウンドは、途上国の地域主義を強化させよう。

またウルグアイ・ラウンドは自由貿易がもたらす障害にも対処するが、しかし本来、競争原理そのものが多くの障害を発生させている。自由競争は、資源の乱獲と枯渇を招いて環境破壊をもたらし、さらに、この競争原理によっては南北間の経済格差を是正することはできない。第2に、技術・通信・輸送手段の革命による情報の迅速な波及、および規格化された商品の大量流通によって、地域の多様な価値観が破壊されることである。

また技術が高度化しその効果が国境外に波及するようになると、民族国家が割拠していることは非効率的となり、また技術が巨大化すると一国では運用できず、数カ国の協力が必要となる。したがって技術の発展とそれによる商品の大量生産は、一方において地域市場を必要とするが、他方では先進国市場が地域市場を併合する可能性も高くなる⁽⁴⁸⁾。

2. 地域主義に対するガットの法的規制

ガット体制下において経済的地域主義は南の途上国と北の先進国それぞれに発達してきたが、しかし先進国と途上国の経済統合は法的に異なった地位にある。先進国にはガット第3部の第24条（関税同盟及び自由貿易地域）が適用されている。これは途上国間にも適用されるが、途上国の場合、特にガット第4部と1979年に東京ラウンドで採択された授權条項の規定が関連し、特別の地域的取極が認められる⁽⁴⁹⁾。

第24条は、関税同盟（Customs Union）および自由貿易地域（Free Trade Area）は域内の関税その他の貿易障害の廃止を、最恵国待遇の例外として認

めている。関税同盟は、ECのように加盟国間の輸出入関税またはこれと同等の効果を有するすべての関税を禁止するが、第三国に対しては共通関税を課す制度である。また自由貿易地域とは、EFTA、NAFTA および LAFTA のように、域内貿易においては関税その他の貿易障害は統一的に撤廃されるが、域外貿易には加盟国は別々の関税などの貿易制限を課す制度である。これは二国間に設定される自由貿易圏を拡大したもので、ともにガットを補強するものとされた。

これらの制度において、品目数が限定されたり、あるいは課税品がある場合は、それは不完全な経済統合となり、ガット第1条で禁止する特別特恵と同じ効果をもつことになる。したがってガット第24条は、経済統合に次のような厳しい条件を課している。

- (1) 経済統合の対象が「実質的にすべての」製品の貿易を包含していること（EFTA は未加工農産物を除外している）。
- (2) 統合された地域が適用する対外関税や障害が、統合以前よりも制限的でないこと。

もともとこの第24条は、ベネルルクス3国のような小国に適用されるものと考えられていたが⁽⁵⁰⁾、しだいにヨーロッパ全域に拡大されるようになり、いまでは最恵国待遇のもっとも重要な例外となっている。ガットが意図する関税地域とは、関税その他の制限的通商規制を同盟国間の実質上のすべての貿易について廃止し、また同盟の各構成国は実質的に同一の関税その他の通商規則を、同盟に含まない地域に適用すること、となっている。

EC ないし EFTA を統合する欧州経済領域 (EEA) は、未加工農産物を除く品目について、自由、無関税の地域となり、また EC は、ロメ協定を通して旧植民地諸国からの輸入に特恵的関税を与えているが、これは自由貿易地域としては合法化されず、その法的性格が曖昧なまま既成事実とされている。

次に、途上国間の地域統合の性格と特徴について述べる。

途上国における地域統合は、アフリカ、中東、アジア、ラテンアメリカの

各地に見られる。特にラテンアメリカ諸国は多くの地域統合を試みたが、30数年経てもまだ地域の特恵の取極の段階を越えず、またアフリカなどの地域統合も同様な効果しかもっていない。いずれの場合も、生産物が類似しているため経済の相互補完性が小さく、また産业内貿易も発達していないため、貿易経済上の効果が少ない。先進国間の経済統合は、世界貿易に及ぼす影響が大きいためガット第24条の厳しい適用を受けるが、途上国間の統合は域外への影響も小さく、したがってガットでは寛容に扱われている。

その例として、「授権条項」によって新設された、途上国間の地域的およびグローバルな特恵をあげることができる。1979年に終了した東京ラウンドにおいて、途上国のための特別待遇を定めた授権条項が締約国団の「決定」の形で採択された。ガットの条文改正の形を採らなかったのは、発効の遅滞を恐れたからで、最恵国待遇に関する規定を改正するには全加盟国の承認を要し、一国の遅滞によって改正の発効が遅れることを防ぐためであった。その結果、授権条項は締約国団会議における満場一致の決定として、事実上のガット条文と同じ法的効果をもつルールとなった。この授権条項という名称は通称であり、正式には「異なりかつ一層有利な待遇ならびに互恵および発展途上国のより十分な参加」のことである。

授権条項により、一般特恵関税、後発途上国のための特別待遇、さらに途上国間の地域的なまたはグローバルな特恵は、一応、制度化されることになった。具体的には、非関税措置の特恵は多角的にガットで交渉されたものに限って認められること、また途上国間の非関税措置の特恵はガットが定める基準にしたがうことを条件としている。しかし、非関税措置の特恵を与えることは好ましくないと考える先進国が多く、これまで適用例がないのが実情である。また、授権条項で認められた特恵には、(1)他国の貿易に対して障害とならないこと、(2)最恵国待遇での関税その他の貿易障害除去の妨げにならないこと、という付帯条件が付けられている⁽⁵¹⁾。

しかし、ガットは貿易障害の全廃をその究極的目的としているため、一般特恵は関税が有税で残っている間の暫定措置と考えられてきた。そのため、

ガットは一般特惠を承認するにあたって、「一般特惠の存在が最恵国ベースでの関税撤廃の妨げにならない」という付帯条件を付けている。特惠を既得権とみて、特惠を残すために関税撤廃に反対する動きがでることを危惧したためである。

また、一般特惠は必ずしも法的に安定した措置ではなく、一つの選択としてとられている。東京ラウンド交渉で、途上国は、拘束力はあるが無差別に適用される最恵国ベースの交渉か、または拘束力がなく不安定であるが途上国にのみ適用される一般特惠関税率の引下げ交渉か、そのいずれかを選択する必要があった。UNCTADはこのような措置に対して、一般特惠の付帯条件に反対したが、現在のところ、一般特惠は法的な不安定さ、卒業条項の存在また先進国の特惠付与の任意性等、必ずしも途上国の貿易拡大の措置とならず、途上国間の統合・協力にも大きな影響を与えている。

このような制度をもつウルグアイ・ラウンド体制の下で、途上国がどのような地域主義をとるか、今後、大きな問題となろう⁽⁵²⁾。もともと地域主義はガット体制の一つの欠陥によって発達したものであり⁽⁵³⁾、そこに地域主義がグローバルな経済体制の中に存在しうる理由があるが、グローバルな経済体制が整えば、地域主義はその機能を変化させ、むしろ社会的、文化的な交流機構として機能することになる。

IV 地域主義の政治的・経済的背景

1989年以降のソ連邦の解体、東西ドイツの統一、ヨーロッパ共同体と米加自由貿易協定の締結、さらに世界貿易機構の発足など、これら一連の動きは、システムの崩壊は軍事力によるものでないこと、また、現代はナショナリズムとリージョナリズム、さらにグローバリズムの重層する時代であることを示している。しかもすべての国は地域回帰の傾向を見せている。それでは、この地域主義は、現代においていかなる意味をもつものであろうか。

ヨーロッパでは、北極圏から地中海にまたがる欧州経済地域（EEA）が発足しようとしている。EEAもNAFTAもともに国内総生産が6兆ドルを超え、日本の国内総生産の約2倍という巨大な市場である。これらは地域統合の性格を明確にしているが、一方でASEANは、地域協力機関から緩やかなASEAN自由貿易地域（AFTA）への転換を目指している。しかし、やがてラテンアメリカ全域にNAFTAを拡大しようとするアメリカは、ASEANに対しても門戸開放を要求している。アメリカの門戸開放政策は、歴史的に、常に市場開放の要求であった。

一方において閉鎖的な地域統合、他方において門戸開放と自由化の拡大、そのなかで地域主義は南と北それぞれの局面においていかなる政治的、経済的意味をもつのか、それを展望してみよう。

1. EUとNAFTAにみる地域主義の政治経済学

ECの目的は、もともと域外共通関税と共通農業政策を通じてヨーロッパの経済統合を図るものであった。その統合の過程は、1987年に単一欧州議定書が発効し、さらに1992年までに各種の規制が撤廃され、最後に1992年に調印されたマーストリヒト条約によって法制上の障壁が撤廃され、やがて国家統合となることである。

地域統合は、国際的な制度的取極の一種であり、その構成員が共通の目的を実体化する制度である。また制度とは、機構、理念および規範によって構成され、規範は契約・法令・条約という形式をとるが、多くの協定と機構をもつECは、現在のところもっとも完成された統合の形態をとっている。

ここでECの現状を例として、地域統合にはいかなる政治的阻害要因が発生するかを考えてみたい。

現在ヨーロッパは欧州連合（EU）の拡大問題で混乱している⁽⁵⁴⁾。北欧4カ国の加盟問題が難航しているためであるが、この背景には富裕国と中進国、大国と小国、連邦志向と国家主権重視など、EU内外のさまざまな対立が見ら

れる。

6カ国で発足した欧州共同体は、1973年に英国など3カ国を加えて一層ヨーロッパ色を強めたが、80年代にはギリシャ、ポルトガル、スペインの加盟で南への拡大を進めるようになった。

しかしこれらの南の加盟国は、既加盟諸国の2分の1あるいは3分の1程度の所得であり、さらに現在加入が問題となっている北欧と較べると5分の1程度の所得水準であるため、同一機構内に貧富の格差をもたらすことになった。また南への拡大は、軍制や独裁制を克服した中進国を政治的に承認することであり、将来、東欧諸国を取り組む基礎を作るものと考えられている。このような南の国が北欧諸国を無条件で歓迎しないのは、後進地域を潤すべきECの共通予算が、北極圏など富裕国のなかの辺境地に注ぎ込まれることを恐れるためである。加盟申請から9年目の86年に、漁業等の不利な条件を受諾することでようやく加入を認められたスペインは、同じようにノルウェーに漁業上の譲歩を迫るなど、南の国々はこれまで統合から距離をおいてきた富裕国への反発を強めている。

また北欧諸国の加盟問題は、EU閣僚理事会での投票制度を変えることになる。投票ルールの変更問題でスペインとともに強硬姿勢をとっているイギリスは、実際のところはEU拡大の最積極派である。EU内には、統合の程度を徐々に強めて政治的にも統合することを目指す国々と、統合は経済合理性のある段階にとどめ、加盟国を増やすことによって果実を増加させようとする国々があり、この二つの流れは、両者間に強い緊張関係をもたらしている。北欧諸国は国家主権を重視するデンマークに近い立場であり、これら4カ国の加盟はイギリスなどの果実拡大派に有利となる。

そのイギリスが、EUの意思決定を阻む「阻止少数」の引上げに抵抗しているのは、大国の発言力が低下するという理由だけでなく、意思決定が能率的になりすぎることによって、仏独主導による政治統合化の動きが加速することを牽制するためである。「阻止少数」とは、EU閣僚理事会での投票制度で、地域機構における意思決定のメカニズムとして、他の地域統合を考える

場合の参考となる。

閣僚理事会での投票は、各国の人口を基準とした加重持ち票制であり、英・独・仏・伊4カ国はそれぞれ10票を持ち、スペインは8票、以下2票のルクセンブルグまで計76票となっている。採決の大半は54票の「有効多数」で成立し、これを妨げる「阻止少数」は、二つの大国と一つの小国の23票で成立する。このシステムに北欧の4カ国が加わると、持ち票の合計は90となり、有効多数と阻止少数はそれぞれ64対27と変化する。英国などの主張は、拡大後も阻止少数を現行の23とし、大国の少数意見を尊重させようとするものである。

このように EC のような最も完成した地域統合においても、意思決定のメカニズムは複雑な問題を提起している。

このイギリスの立場に対して、フランスやベネルックス3国が統合推進派として北欧諸国の加盟を後押しするのは、政策的にその加盟が統合化を一層促すと考えたためである。またドイツは今回の拡大に特に熱心で、拡大消極派のイギリスやスペインを激しく批判しているが、それは環境保護や自由貿易などで考え方の近い北欧諸国の参加が自国に有利であり、さらに加盟を求めている東欧諸国を間接的にも応援することになるためである。事実、94年後半には、ハンガリーとポーランドが加盟申請をすることになっている。

北欧諸国の加盟問題に対する態度は、既加盟国のそれぞれの政治的経済的利害を反映しており、その決着は欧州統合の一つの試金石とみられている。しかし、もし北欧諸国の加盟がEUにおいて承認されても、問題はこの4カ国での国民投票である。この4カ国においては国民の意思が統合を決定するものであり、この点、途上国における権威主義的な国家だけの意思決定はみられない。

ヨーロッパにおける統合問題の振れに対して、アメリカ大陸での状況を見てみよう。アメリカはもともと、ECは無差別を原則とする自由貿易主義に挑戦するものと批判していたが、アメリカ自体も次第に保護主義的な政策に傾き、1989年にはカナダとの間に自由貿易協定を締結した。それによって域内

の関税撤廃、数量制限の撤廃・緩和、サービス等の分野における内国民待遇を規定し、アメリカ大陸における経済統合の実現を図った。

この連合はさらに1992年12月にメキシコを加えて北米自由貿易協定 (NAFTA) となり、いずれ「ラテンアメリカ自由貿易連合」によって結合している南米諸国を抱合する計画となっている⁽⁵⁵⁾。

NAFTA はまだ未完成の統合であるが、注目すべきは EU の動向とその統合の意義である。生存を図るヨーロッパにとって地域統合とは、普遍主義かあるいは地域主義かという問題ではなく、それは万人に対して開放するか、あるいは近隣地域を特惠関係で抱合するかという生存の選択の問題である。その点でヨーロッパとアフリカおよび地中海地域との新しい関係樹立は、おそらく、ヨーロッパ統合を可能とするための唯一の挑戦となっている⁽⁵⁶⁾。またそれは、アメリカの NAFTA にとって、アジアも同じ位置づけとなることを示唆している。

先進国における統合が、EU にせよ NAFTA にせよ、必ずしも統合の理想的な形態をとらないこと、さらに他の地域の存在を前提としていることは、ASEAN などの途上国の地域協力の存在意義とその限界を示している⁽⁵⁷⁾。

2. APEC と ASEAN の対立

現在、アジアは世界の「成長センター」といわれ、NIEs が日本に続き、さらに ASEAN 諸国がその NIEs に迫る成長を見せている。これは、アジア諸国間に経済的相互関係が深まり、アジアの国々にとって最大の貿易相手国は、もはや日本やアメリカではなく、アジア諸国同士であることを示している。

このようなアジア諸国の相互依存の高まりは、アジアによる地域経済協力への認識を高めるようになり、それを端的に示したのが、マレーシアのマハティール首相が1990年12月に提唱した「東アジア貿易ブロック」(East Asian Trade Block) 構想であった。しかしアメリカは、その構想は経済のブロック

化であると批判したため、最終的には東アジア経済協議体 (East Asia Economic Caucus; EAEC) と名称を変えた。この構想は、先進国に見られる経済統合に対抗して、ASEAN, 日本, NIEs, 中国, ベトナムおよびミャンマーなどの東アジア諸国間の経済協力を進める構想であった。アメリカはこれについても、ブロック経済圏であること、排他的であること、さらにすでに1989年にアメリカやカナダも加盟して結成されたアジア太平洋経済協力会議 (APEC) を空洞化するもの、と批判した。

APEC は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、日本、韓国、台湾、中国、香港さらに ASEAN 諸国が加盟し、「開かれた地域協力」をスローガンに、ウルグアイ・ラウンドの推進、投資の促進、人材の養成などで協力し合い、アジア・太平洋地域に活気ある一大経済圏を構築しようとするものである。

これに対して ASEAN 諸国が自由貿易圏を志向したのは、第1に、現在の特惠的貿易取極の適用される範囲に不満足であること。すなわちそれは、ASEAN 官僚やアナリストを満足させるように地域間貿易水準を拡大したり、深化させるほどではないこと。第2に、他地域における貿易ブロックの形成や具体化は、ASEAN 諸国の成長の持続化や輸出拡大戦術とする経済発展を阻害する、と恐れたためである⁽⁵⁸⁾。

結局、1992年1月に開催された第4回 ASEAN 首脳会議において、1993年1月1日以降15年以内に、共通の有効特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff; CEPT) 制度によって、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の設立が合意された。この協定は、伝統的な自由貿易協定であり、したがって関税の引下げおよび撤廃、輸入数量制限の撤廃などの国境措置が中心となっているが、サービス、投資の自由化や技術基準の統一化は当面向象とはなっていない。関税の引下げ・撤廃の対象は、工業品と農産物加工品であり、農産物そのものは除外されている。また15年以内に域内関税を0～5%に引き下げるなど、極めて緩やかな協定である⁽⁵⁹⁾。

さらに、NAFTA (北米自由貿易協定) は1700ページにおよぶ協定文である

が、AFTAはわずか8ページにしかすぎない。NAFTAは、ウルグアイ・ラウンド協定と同じくサービス貿易、投資、知的所有権さらに紛争の解決などを対象としているうえ、英米法的な考えが濃く反映されていて、詳細な協定文となっている。これに対してASEAN協定は、まさに法三章の世界であり、実施規定の細目は後に協議することになっている。AFTAはきわめて緩やかな、またゆったりとした速度で進む連合体である。

このようなASEAN諸国の構想に対してアメリカはAPECの強化策を打ち出し、1991年の「ソウルAPEC大会宣言」では、(1)商品、資本、サービス、技術の移動、(2)多角的貿易体制の強化、(3)ガットの諸原則の尊重を強調した⁽⁶⁰⁾。アメリカの狙いは貿易、投資を自由化する経済圏の構築であり、アメリカの貿易赤字を、巨大な市場となりつつある東アジアへの輸出増で解消することである。

アメリカにとっては、ウルグアイ・ラウンドよりも地域経済圏のほうが支配しやすい選択である。これに対して成長過程にあるアジア諸国の選択は、むしろ貿易を国際的に拡大させるウルグアイ・ラウンドと連係する緩やかな経済圏の形成であり、いま太平洋では、アメリカの覇権とアジア諸国の自立的連合が対立している状況である。

この中で日本の立場であるが、日本がアジアに存在することと、アジアの地域主義とは無関係である。例えば、日本企業はしだいにアジア地域に生産拠点を移し、アジア化することによってより強力な多国籍企業の成長を図ってきたが、しかしこの事実は、日本とアジアがより文化的、社会的に密接な関係になったということではなく、そこに新たな分業体制が設定されたということではしかない。すなわち、多国籍企業を通じた相互依存の深化という「今日の世界システム固有の相互依存の形態」⁽⁶¹⁾が生みだされたということではしかない。

また、日本とアメリカとの関係をアジアという地域の観点から考えると、次のような問題がある。いずれ1兆ドルに達するアメリカの累積債務は、た

えずアメリカへの膨大な資本の流入を必要とし、アメリカへの資本流入は、他の地域、特にアジアに資本不足を招来させる。しかもアメリカの多国籍企業は、在日会社や在アジア子会社との貿易で巨額の赤字を計上しているため、アメリカはアジアへのコミットを強化せざるをえず、したがって APEC 構想は、アメリカ経済にとって不可欠の政策となっている。

さらにアメリカの APEC 重視政策は、アジアに力の均衡を維持し、また自らをバランスーとして有利な地位に置くものであるため、アジア地域を場とするアメリカのパワーポリテックスは、日米関係を、日米という線からアジア・太平洋という面に拡大するようになった。

I・ウォーラーシュテインは、1990年代のアジアにおける日本の地位に関して次のような予想をしている。日本を国際政治の場により積極的に参画させる外圧・内圧が強まり、また経済面では日本が起こり得る経済的挫折を回避するためには、東アジア近隣国——いわゆる NICs および中国——との間に、なんらかの保障措置をこうじる必要があるが、そのような保障は困難であろう、と。

彼は、さらに予測される中期的展望(2000~2050年)の一つとして、日米経済連合を挙げている。すなわち、日米が市場における優位を確保するためには、歴史的に貿易関係が密接な地域を政治的手段を通じて掌握するにちがいないとし、その地域は東アジア(中国を含む)、南北アメリカ(当然カナダを含む)、そしておそらく、オセアニアであると予想している⁽⁶²⁾。さらに、次のように敷えんしている。こうした構図の中で敗者になるのは、明らかに西欧であり、そのため欧州が保護主義に向かうという進路が予想される。その結果、世界は大きく二つの地域に分割され、日米連合の地域と、それ以外、すなわち西欧は、日米地域に組込まれない他のあらゆる地域——東欧・中欧、ソ連、中東、アフリカ、インド——を取り組もうとする。しかし西欧にできることは、せいぜい、本来の根拠地で日米の圧倒的な力に抵抗を試みるぐらいであろう⁽⁶³⁾。

このようなウォーラーシュテインの予想は、われわれの普遍主義や地域主義の考えを大きく変容させるものであるが、しかし少なくとも、地域主義の将来の姿を予測させるものである。

話を現実に戻すと、1994年7月にASEANを中心として、日、米、EUなどの18カ国・機構が集まってアジア・太平洋の包括的な安全保障問題を検討する「東南アジア諸国連合地域フォーラム」が開催された。これはASEANが大国と均衡のとれた関係を築き、地域安全保障の枠組みをつくろうとする試みであるが、同時にこれは、アメリカの二国間中心の安全保障体系を地域的に拡大する試みでもある。これは、ASEANの平和もアメリカの軍事的庇護の下、ということの意味するものであろうか。

現代の地域主義として、同質的な国家間の地域協力、すなわち連帯を基礎とする連帯的地域主義と、異質なむしろ分業的従属関係にたつた従属的地域主義が形成されている。先進国においても途上国においても、地域主義は地域的な利害のみを優先すれば、それは他の地域との矛盾と対立をもたらすことになる。地域主義は、普遍主義がもっている国際正義や衡平とともに基本理念とすることによって、普遍主義と共存できよう。

3. ラテンアメリカの権威主義と地域主義

ラテンアメリカとアジアにおける地域統合を比較すると、文化的、歴史的に同質性が高いラテンアメリカと、相互の異質性が強いアジアは、かなり異なった様相を示している。また地理的にも、陸接する地域と、海洋によって遮断される地域の相違、さらにヘゲモニー国家アメリカとの隣接関係がもたらす地政学的な相違がある。しかし両者に共通するものとして、権威主義的な政治的性格を挙げることができる。以下に、特にその傾向が強いラテンアメリカを分析して、途上国における地域主義の一つの性格を検討してみよう⁽⁶⁴⁾。

権威主義体制は以下のような特徴をもっている。

第1に、それは限定的でまた責任性の曖昧な政治的多元主義をとり、特殊なメンタリティをもつが、精緻で指導的なイデオロギーはもたない。また政治的動員力は、その展開の若干の時点を除くと、強くも広くもなく、そしてその指導者（場合によっては小集団）の権力は、公的にも明確に限定されていない。しかし現実にはまったく予測し得る範囲内で行使されている。

民主主義的体制は、個人や集団を政策決定の主体と考える無制限の多元主義であり、また責任制であるが、全体主義は反多元主義である。これに対して権威主義体制における政治的多元主義は、参加者が限定的であり、また非責任制であることに特色がある。権威主義体制では、国家の認可を得た複数の個人と団体（官僚、民族資本家など）が政策決定に関わっており、限定された多元主義を特徴としている。したがって、地域統合の主導権は一部の官僚エリートや資本家に限定されている。

第2は、支配の正当化理念である。権威主義体制でのイデオロギーは、多くは特殊なメンタリティーに依拠している。これに対して民主主義体制においては、個人や集団の思想の自由が認められ、競合的な選挙を通じた合法的権威が最も尊重されている。また、全体主義体制においては指導的イデオロギーが支配の正当化を図っている。したがって、権威主義体制での地域統合では、反植民地感情や反大国主義が統合を推進させるイデオロギーとなる場合がある。

第3に、権威主義体制では基本的に大規模な、また強度な政治的動員を行わず、むしろ国民の受動的な態度や政治的無関心、すなわち国民のアパシーな反応が求められる。民主主義体制においては、国民の自発的な政治参加が行われ、全体主義では積極的で恒常的な政治動員が行われる。したがって権威主義体制においては、地域統合は国民の関心事項ではなく、また国民は統合の意味を知ることが少ない。そのため政府は、権威主義的な政治に対する国民の民主主義的な行動に極端に警戒的となり、むしろ人権の抑圧が恒常化するが、これはこの体制においては、発展の主体が国民ではなく、国家である結果である。

最後に権力の行使形態である。民主主義体制では権力は三権分立の下で行使され、特に国民の選挙した代表を通して法律が作成され、法の支配が確立されている。全体主義体制では指導部の意思が法と政策を決定する。これに対して権威主義体制における権力行使では、指導部の決定が重視されるが、権力の行使は公的には明確に限定されない。しかし、予測し得る範囲内で行使される。したがってこの権威主義体制下での地域統合は、明確な国民的合意を欠く場合が多い。その結果、ラテンアメリカにおいては、地域統合がアジアに較べて数も多くまた結合度が高いように見えるが、実質的にはあまり統合や協力の効果はあがっていない。民主化された国民を主体とした地域統合や協力でない限り、その成果には大きな限界があり、したがって途上国における地域主義は、広範に国民を動員した民主的な、また反システム運動を取り込むことが期待される⁽⁶⁵⁾。

おわりに

地域主義は、さまざまな問題を抱えながらも、新たな方向に進みつつある。その方向は次のように考えられる。

第1に、地域主義の行為主体が多様化してきていることである。すなわちアジアやラテンアメリカにおける地域協力が、これまで経済・貿易関係を主とした国家（政府）間の協力であり、したがってその担い手が権威主義的官僚体制であったため、必ずしも、国民各層における協力とはならなかった。むしろ国家を主体とする地域協力は、先進国の政治的援助効果と相乗化して、国内エリート層の地位の強化を図ってきた。

これに対して、資本と技術移動の主体である多国籍企業や人道的動機に基づく NGO、あるいは地方自治体など、行為主体の多様化は、政治的主体の行動の変化を促している。このようにさまざまな主体の相互活動は、地域協力の多様化をもたらすようになった⁽⁶⁶⁾。

第2に、行為主体の多元化とも関係するが、途上国の民主化を拡大することである。開発・人権・環境問題、さらに女性の地位の向上などが新たな地域協力の対象となっている。世界システムの組織原理には、人種差別や性差別が潜在化しているが⁽⁶⁷⁾、反システム運動はこれらを解放する運動として、連帯に基づいた地域の民主化を促してくる⁽⁶⁸⁾。

第3に、地域文化の高揚である。これは固有文化の復権であり、文明が他の文明を滅ぼすことなく、むしろ他の文明を発展させることになる。同時に地域文化の高揚は、国際的な共通規範に対する地域規範の容認ともなり、多重規範をもたらす恐れがある。しかし、地域規範といえども、例えば人間の尊厳と生命権の尊重といった普遍的規範を前提とすること、また、人権実現の過程で地域性を容認しても、そこに地域内の相互規制が働くことによって、地域主義は人権擁護を一層可能にしよう。

しかし地域主義は途上国に単に楽観的な未来だけをもたらすものではない。そこには、ウォーラーシュテインが予測する一つの進路がある。すなわち、世界経済が再び拡大に転ずると、途上国は世界経済の商品連鎖の中に引き込まれ、辺境地域はますます苛酷な搾取を受けることになる。それとともに生態環境の破壊を免れてきた最後の地域が完全に消滅し、また北の廃棄物による汚染が拡大すれば、途上国はさらに多くの被害を蒙ることになる⁽⁶⁹⁾。

そのような事態をさけるために、途上国の民主的な勢力は環境と開発との調整、人権と開発との調和を求めて、権威主義的な地域協力から民主的な地域協力への転化を図っている。途上国は新国際経済秩序の挫折以来、連帯と開発の方策を見出しえない状況にある⁽⁷⁰⁾。それゆえ途上国にとって、その生存と発展のための最良の方策の一つは、地域主義を土台とした連帯の強化と、これまで途上国が国際社会に請求している権利やすでに獲得した権利を、帰属地域において確実に実行することである。そこに地域機構の理念が法規範として機能することになろう。

【注】

- (1) 社会行動の普遍的法則が把握可能であるとし、したがって歴史の一般化傾向を普遍化する実証主義的分析は、結局南北間の矛盾を解明しえない。例えば、法的な分析方法として、国家とさまざまな非国家行為体の行動ルールを分析するには法実証主義的な分析よりは、多元主義的な、また政治経済学的な分析が必要である。さらに従属論、世界システム論の立場に立つ法的分析も必要であり、これには、アルジェリアなど途上国の法学者による「発展の国際法」の分析手法がある。これは、同じ“Droit international du développement”であっても、開発機構や方策などの法メカニズムを分析する「国際開発法」とは異なった立場である。
- (2) C・ベイツ（進藤栄一訳）『国際秩序と正義』、岩波書店、1989年、p.218。
- (3) 「技術的に進んだヨーロッパが、なぜACPでは産業経済を生みだすことができなかったのか」（クーリエ誌の批判）。内田勝敏／清水貞俊編書『EC経済論－欧州統合と世界経済』、ミネルヴァ書房、1993年、p.253。
- (4) R・A・スカラピーノ「北東アジアにおける政治的・経済的変容－協調への展望」（JIIA-IISS シンポジウム『1990年代における日本の戦略的課題』、日本国際問題研究所、1993年、p.140）。彼は、この自然経済圏は既存の政治的な枠組みとは別のところで発展しているとして、北東アジアでの機構的枠組のない、またイデオロギーや政治の枠を超えた柔らかな地域主義を挙げている。
- (5) ウォーラーシュテインは、反システム運動はこれまでのところ、連帯として重視すべきものはなかったと述べるが、資本主義世界経済を望ましい姿に転換するためには、反システム運動による地域にまたがった政治的協力が不可欠としている。I・ウォーラーシュテイン（丸山勝訳）『ポスト・アメリカ』、藤原書店、1991年、p.139。
- (6) 多元的法社会について、次を参照。安藤勝美「多文化社会と規範の複合性－発展の国際法の視点より」（明治学院大学『国際学研究』第3号、1988年12月）。
- (7) E. B. Haas, “The Study of Regional Integration: Reflections on the Joy and Anguish of Pretheorizing,” L.N. Lindberg and S. Scheingold, *Regional Integration: Theory and Research*, Harvard University Press, 1991, p. 4. また戦争の防止や鎮圧といった視点からの論文として、最上敏樹「思想としての国際機構」（山之内他編『グローバル・ネットワーク』、岩波講座・社会科学の方法11、岩波書店、1994年）。
- (8) この項は、主として以下の文献による。J.P. Cot et A. Pellet, “La Charte

- des Nations Unies,” *Economica*, 1991；アラン・プレ，ジャン・ピエール・コット共編（中原喜一郎・斎藤恵彦監訳）『コマンテール国際連合憲章』上・下，東京書籍，1993年。特に下，pp.968-972。
- (9) 『コマンテール国際連合』下，p.989。
- (10) D.W. Bowett, *The Law of International Institutions*, London, 1975, p.144.
- (11) 『コマンテール国際連合憲章』下，pp.984-985。
- (12) 『コマンテール国際連合憲章』下，p.973。
- (13) 『コマンテール国際連合憲章』下，p.972。
- (14) L. M. Goodrich et E. Hambro, *Commentaire de la Charte des Nations Unies*, Suisse, 1946, p.275.
- (15) 『コマンテール国際連合憲章』下，p.976。
- (16) J. Wolf, “Regional Arrangements and The UN Charter,” Max Planck, *Encyclopedia of Public International Law*, Holland, 1983. Vol. 6, p.289.
- (17) 憲章第68条に関して，『コマンテール国際連合憲章』上，pp.225-247参照。
- (18) 『コマンテール国際連合憲章』下，p.239。
- (19) 同上，p.245。
- (20) M. Belanger, “Institutions Économiques Internationales,” *Economica*, 1992, p.90.
- (21) これらの国際機関の機能について，次を参照。横田洋三編『国際機構論』，国際書院，1992年。
- (22) 高野雄一・筒井若水著『国際経済組織法』，東京大学出版会，1965年，p.82。
- (23) ASEAN Secretariat, *ASEAN Documents Series 1967-1988*, Jakarta, 1985, p.27.
- (24) M.S. Korowicz, *Organisations Internationales et Souveraineté des États Membres*, Pedone, 1961, p.262.
- (25) H. Golsong, “Le développement du droit international régional,” Colloque de Bordeaux, *Régionalisme et Universalisme dans le Droit Contemporain*, Pedone, 1976, p.223.
- (26) W. Friedmann, “Les organisations régionales dans la structure internationale contemporaine. Faculté Internationale pour L’Enseignement du Droit Comparé,” *Les Organisations Régionales Internationales*, Paris 1971, Fascicule II, p.1249.
- (27) 村上敦「地域経済協力」（大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』，岩波書店），1992年，p.868。
- (28) Madjid Benchikh, *Droit international du sous-développement : Nouvel*

- ordre dans la dépendance*. Berger-Levrault, 1983, p.64. なお二重規範については、同著, pp.64-124参照。
- (29) H・G・シュメルヘルツ(金井他共訳)『国際機構法』(上), 啓文社, 1981, 主に第1章序論, pp.1-29を参照した。および地域主義と普遍主義のそれぞれの特徴, 国連憲章との関係さらに各種地域機構の内容について次を参考とした。A. Le Roy Bennett, *International Organizations*, Prentice-Hall, Inc., 1984, pp.347-383.
- (30) *Ibid.*, p.6.
- (31) *Ibid.*, p.18.
- (32) M. Virally, “Définition et classification des organisations internationales : Approche juridique,” G. Abi-Saab, *Le concept d’organisation internationale*, UNESCO, 1980, p.53.
- (33) シュメルヘルツ, 前掲書, pp.15-17.
- (34) 「非政府という観念は, 国際組織の機能に関していっているのである」, 同上書, p.12.
- (35) H.H.K. Rechenberg, “Non-Governmental Organizations,” *Encyclopedia of Public International Law*, Vol.9, p.279.
- (36) シュメルヘルツ, 前掲書, p.13.
- (37) 同上書, p.6.
- (38) M. Virally, *op. cit.*, pp.52-53.
- (39) シュメルヘルツ, 前掲書, p.7.
- (40) *ASEAN Documents Series 1967-1988*, p.27.
- (41) 山影進『ASEAN—シンボルからシステムへ』, 東京大学出版会, 1993年, pp.230-243.
- (42) 第2, 第3の理由については, シュメルヘルツ, 前掲書, pp.8-10.
- (43) R・E・ヒュデック(小森光夫編訳)『ガットと途上国』, 信山社, 1992年, p.70.
- (44) 地域統合の学説について, 先の *Regional Integration : Theory and Research* および *Le concept d’organisation internationale* の所収論文を参照。機能主義, 制度論, 新機能主義について多くの論文と紹介がある。
- (45) M. Virally, *op. cit.*, p.55.
- (46) 法協力に関して次を参照。Vittit Muntarbhorn, *The Challenge of Law : Legal Cooperation among ASEAN Countries*, Chulalongkorn University 1986.
- (47) C・ベイツ著, 前掲書, p.224.

- (48) ウルグアイ・ラウンド協定の本文については、*International Legal Materials*, Vol.33, No.1, Jan. 1994. また途上国との関係では次を参照。深海博明編『ウルグアイ・ラウンドにおける南北貿易』, アジア経済研究所, 1990年。
- (49) ガット一般および地域主義との関係では次を参照した。
- ①ヘイゼル・フォックス編著(落合淳隆訳)『国際経済法入門—途上国問題を中心に』, 敬文堂, 1992年。
- ②津久井茂充「コンメンタール・ガット第24条および第25条。」(『貿易と関税』1993年2～6月号)
- ③古川栄一「ウルグアイ・ラウンドと地域協定」(『貿易と関税』1994年3月)
- (50) 高瀬保『ガットとウルグアイ・ラウンド』, 東洋経済新報社, 1993, p.71。
- (51) 一般特惠および授権条項に関しては、以上の他に次を参考とした。
- ①日本関税協会『貿易年鑑』および『関税年鑑』。
- ②岡茂男監修『一般特惠関税制度の経済効果』, 日本関税協会, 1985年。
- ③特惠関税研究会『特惠関税の実務』, 日本関税協会, 1991年。
- (52) R・E・ヒューデック, 前掲書, p.213。彼は、「非相互主義の原理に基づいていまの地点まで到達した途上国が、これまでと同じ道を辿り続けることを最も賢明(最も容易とはいわないまでも)と信じていることは、理解できるであろう」と、途上国のとるべき方策を示している。
- (53) Peter Robson, “La communauté européenne et l’ integration économique régionale dans le tiers monde,” *Revue Tiers-Monde*, oct.-dec. 1993, no. 136, p.860.
- (54) 「ECの将来図」(『朝日新聞』1994年3月11日), その他同社の記事を参考とした。
- (55) NAFTAに関して次を参照。
- ① John P. Simpson “North American Free Trade Agreement-Rules of Origin,” *Journal of World Trade*, Feb. 1994.
- ② Theodore Georgakopoulos ed. *Economic Integration between Unequal Partners*, England, 1994. 特に第1部の5論文。
- (56) Philippe Hugon, “L’ Europe et le tiers monde : entre la mondialisation et la régionalisation,” *Revue Tiers Monde*, No.136, 1993, p.746.
- (57) Hans C. Blomqvist, “ASEAN as a Model for Third World Regional Economic Co-operation,” *ASEAN Economic Bulletin*, Vol.10. No.1, July 1993, pp.52-67. また EC, NAFTA, アジアにおける地域主義の比較研究として次を参照。大野幸一編『経済統合と発展途上国』, アジア経済研究所, 1994年。

- (58) Robert L. Curry, Jr., "AFTA and NAFTA and the Need for Open Regionalism," *Southeast Asian Affairs 1993*, Singapore, 1994, p.54.
- (59) ホブ・ウイドヤハルトノ, 井草邦雄編『AFTAとインドネシア経済』, アジア経済研究所, 1994年。同書には, AFTAの貿易, 法律, 開放性などの諸側面に関する研究がある。
また, アジア・太平洋の地域協力に関して次を参照。
①柳原透編『アジア太平洋の経済発展と地域協力』, アジア経済研究所, 1992年。
②北村かよこ編『国際開発協力問題の潮流』, アジア経済研究所, 1993年。
また, 太平洋・アジアの地域概念について(日本と中国を除外しているが)次を参照。David Drakasis-Smith, *Pacific-Asia*, London, 1992.
- (60) "Joint Statement of the Asia-Pacific Economic Cooperation Ministerial Meeting, Seoul, 12-14 November 1991," *ASEAN Document Series 1991-1992*, pp.65-67.
- (61) 新保博彦「世界システムと多国籍企業」(本田健吉・新保博彦編『世界システムの現代的構造』, 日本評論社, 1994年, p.63。
- (62) I・ウォーラーシュテイン, 前掲書, pp.215-216。これに対してアジアからは, 日本は地域や世界に対して真の意味の責任をもたず, さらに, 敵といわず味方といわず, その成功が与えた影響に対して異常なほど盲目であり, 無知である, と批判される。M. Shibusawa, Zakaria Haji Ahmad and Brian Bridges, *Pacific Asia in the 1990s*, Routledge, 1992, p.123.
- (63) I・ウォーラーシュテイン, 前掲書, pp.216-217.
- (64) この部分は主に次の文献による。Guillermo O' Donnell, "Tensions in the Bureaucratic-Authoritarian State and the Question of Democracy," in David Collier, *The New Authoritarianism in Latin America*, Princeton, 1979, pp.291-294.
- (65) アジアの権威主義体制については, 次を参照した。岩崎育夫編『開発と政治—ASEAN 諸国の開発体制』, アジア経済研究所, 1994年。
- (66) アジアにおいても NGO 活動は盛んになりつつある。広く人権活動に関して次の文献を参照。
①山崎公士・阿部浩「アジアにおける人権保障機構の構想」(1)(2), 『香川法学』第5巻第3号, 第6巻第3号, 1985年10月, 1986年10月。
②アジア法律家会議の *NEWS LETTER* も, 人権運動の動向が判る。
- (67) 「国際的経済関係の民主化は, それと並行して, 各国内部での民主化が前進するのに成功する場合のみ, 現実のものとなることができるであろう」。カル

ロス・オミナス著（奥村和久訳）『第三世界のレギュレーション理論—世界経済と南北問題』，大村書店，1991年，p.263。

- (68) I・ウォーラーシュテイン『脱=社会科学—19世紀パラダイムの限界』，藤原書店，1993，p.387。
- (69) I・ウォーラーシュテイン『ポスト・アメリカ』，pp.217-218。
- (70) 新国際経済秩序がしだいに解体されようとしているが，この地域主義は途上国の選択する新秩序の一方策として考えられる。この点について次の論文を参照。安藤勝美「発展途上国の権利請求と国際社会の変化—開発と環境および人権との調和へ」，『広島法学』第17巻第2号，1993年7月。